

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響に伴いハローワークへ休業に係る雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金（以下「国の助成金」といいます。）の支給申請をしている市内の事業所の事業主を対象とします。

給付金額等

- 国の助成金の交付額の100分の20の額を「負けるな給付金」として交付します。
- 令和2年1月24日から令和4年6月30日までの間の休業に係るものが対象となります。
- 市内の事業所に勤務する者に係る休業を対象とします。
- 判定基礎期間が、令和4年6月30日を超える場合は、6月30日までの休業に係るものが対象となります。

給付の対象期間を
令和4年6月末日
までに延長しました！

給付金の交付までの流れ

- ① ハローワークで休業に係る国の助成金の手続きを行ってください。その際、国の助成金の支給申請書の写しに受付印を押してもらってください。
- ② 国の助成金の支給決定後、美作市に「負けるな給付金」の交付申請を行ってください。（申請期限：令和4年9月16日）

（必要書類）

- 補助金等交付申請書
- 市税等を完納していることの証明書の写し（令和4年4月1日以降に発行されたもの）又は徴収猶予を受けていることの証明書の写し（最新のもの）
- 履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）
- 国の助成金の支給決定通知書の写し
- 国の助成金の支給申請書及び助成金算定書の写し
- 事業所の従業員台帳等の写し
- 補助金等交付請求書

- ③ 申請内容を審査し適当と認められれば「負けるな給付金」を交付します。

【補足事項】

- 国の助成金の支給決定前に、美作市に給付申請を行うことも可能です。
- その場合、国の助成金の支給決定通知後に、直ちに美作市に実績報告を行ってください。（国の助成金の支給決定通知書を添付のこと。）
- 国の助成金の支給額に変更があった場合には、精算を行います。

【お問い合わせ先】

〒707-8501 美作市栄町 38-2
美作市産業政策部商工政策課 電話：0868-72-6695